

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

URL http://rokyo.net

小規模企業共済・中小企業退職金共済の改正について

送信枚数 本紙含み 1 枚

平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成23年1月から、小規模共済と中退共に加えられる者の範囲などがそれぞれ改正されます。

この機会に両制度を改めてご確認ください、不明な点などは労務協会担当者までご一報ください。



① 小規模企業共済の改正について

☑ 加入対象者の範囲が拡大されます！

…従来、小規模共済に加入できるのは「個人事業主」と「法人の役員」だけでしたが、来年1月からは 個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たす方も加入できる事となります。

加入対象となる「共同経営者」とは、個人事業主の配偶者や後継者で、以下の要件を満たしている方々です。

①「事業経営において重要な意思決定をしている事、または事業に必要な資金を負担している事」

- 例 ・事業資金の新規確保などをする際に、決定の場に参加している
 ・事業資金の借りに際し、連帯保証人や保証人となっている 場合など

②「事業の執行に対する報酬を受けている事」

☑ 掛金納付月数の通算の対象が拡大されます！

…小規模共済に加入していた個人事業主が配偶者や子に事業を譲渡して、自身は新たに別の事業を開業したり他の会社の役員に就任するなどして、引き続き小規模共済の加入対象者であり続ける場合であっても、従来の制度ではそのまま小規模共済に加入し続けることができず、そこでいったん共済金を請求するか、若しくはその継承者に共済契約を引き継ぐしか出来ませんでした。

この度の改正により、配偶者や子へ事業譲渡した後も自らが小規模企業者である場合には、本人が引き続き共済契約を通算する「同一人の通算」が可能 となります。

② 中小企業退職金共済の改正について

☑ 加入対象者の範囲が拡大されます！

…来年1月から、事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所 であっても、使用従属関係が認められる同居の親族 であれば、中退共に加えられるようになります。

※「同居の親族のみを雇用する事業所」

→例えば 家族のみで事業を行っている場合

※「使用従属関係が認められる同居の親族」

→例えば 同居の子が、事業主である親と一緒に働いているが、一般的な従業員と同じように労働条件を定めて賃金を支給している場合

- ・小規模企業共済は「経営者の退職金制度」として、
 ・中小企業退職金共済は「安全・有利・簡単」な中小企業向けの外部積み立て型退職金制度として、それぞれ税法上の特典もある充実した共済制度です。これを機に是非加入をご検討下さい。お問い合わせ、申し込みは労務協会まで！

労務協会 年末年始休業のお知らせ

12/28(火)	12/29(水)～来年1/4(火)	1/5(水)
通常通り (PM5:00まで)	年末年始休業	通常通り (AM9:00から)